

令和6年度 ハローワーク旭川期間業務職員募集要項⑦

1 募集職種

一般相談員(申請相談員)

2 募集人員

2名

3 学歴、年齢

不問

4 募集期間

令和6年3月7日(木)から令和6年3月14日(木)まで
※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る場合があります。

5 就業場所

ハローワーク旭川(旭川市春光町10番地の58)

6 就業場所における就業時間

8:30～17:15の間の6時間30分

7 勤務日数及び賃金

勤務日数 年間240日(月平均20日)

日額 7,904円～8,892円(日額は左記の範囲内で学歴・職務経歴を勘案して規定により決定します)

8 従事する業務及び必要な経験、免許・資格

(1) 申請相談員(助成金担当)(2名)

【業務内容】

助成金の申請に係る審査業務

- ・助成金の申請(電子申請を含む。)に係る審査や支給決定に関する業務(申請の受付記録、申請書類の保管、申請書類の形式的な確認等)を行う。

助成金に関する相談対応

- ・申請窓口や電話において、助成金に関する一般的な相談対応を行う。

【必要な経験、免許・資格】

- ・助成金に関する業務について、深い関心と理解を有する方
- ・企業において助成金の支給申請事務等の経験があれば尚可

9 その他

(1) 昇給等について

① 昇給

任期满后翌年度に再び同一官職に採用された場合、4月1日付で昇給を行う場合があります。ただし、給与額が上限となっている場合は、昇給はありません。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当(賞与)は、6月1日あるいは12月1日に在籍し、基準日において任用期間が6か月を超える方あるいは6か月を超えることが予定されている方に、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給します。

(2) 応募資格について

国家公務員法第38条の規定により、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者